(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字小豆野二七七三の一、二七七三の二、二七七六、南郷区上渡川字ゴシキ谷五七一、五七三、五八二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字小豆野二七七三の一・二七七六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は択伐による。

字ゴシキ谷五七一・五七三・五八二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字上古園二五五四、二五五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上古園二五五四・二五五一の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字永峰七〇三の一、七一〇、大字板谷字猿渡谷五九六の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は択伐による。

字永峰七〇三の一・七一〇・字猿渡谷五九六の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県二戸市福田字川袋五の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年二月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢向田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　平成十八年国土交通省告示第八百七十四号で指定した第一号に掲げる土地の内、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡三朝町大字山田

字沢向　九三番一　一号、二号及び七号

九二番一　三号から六号まで

ロ　平成十八年国土交通省告示第八百七十四号で指定した第一号に掲げる土地の内、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡三朝町大字山田

字北平　六四番二　一号及び三号から六号まで

字沢向　八四番二　二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内町宮ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成二十年国土交通省告示第千三百四十八号で指定した第十四号に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竹内谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（平成二十年国土交通省告示第百十六号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市青谷町紙屋字澤代

三九番一

四〇番一

四八番一

四八番九及び四八番一〇

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内町宮ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県八頭郡若桜町大字赤松字内町家ノウエ

二〇六一番一から二〇六一番七まで

二〇六一番九

二〇六二番一

二〇六二番三

二〇六二番五

二〇六二番八から二〇六二番一一まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県八頭郡若桜町大字赤松

字内町屋敷　六八三番　一号

六八三番一　二号

六八五番　九号

字内町家ノウエ　二〇六四番三　三号

二〇六二番五　四号

二〇六一番七　五号

二〇六〇番二　六号及び七号

二〇六〇番一　八号